

【障害福祉サービスの利用について】

別紙 1
障害福祉課

●児童対象の障害福祉サービス(療育の提供)

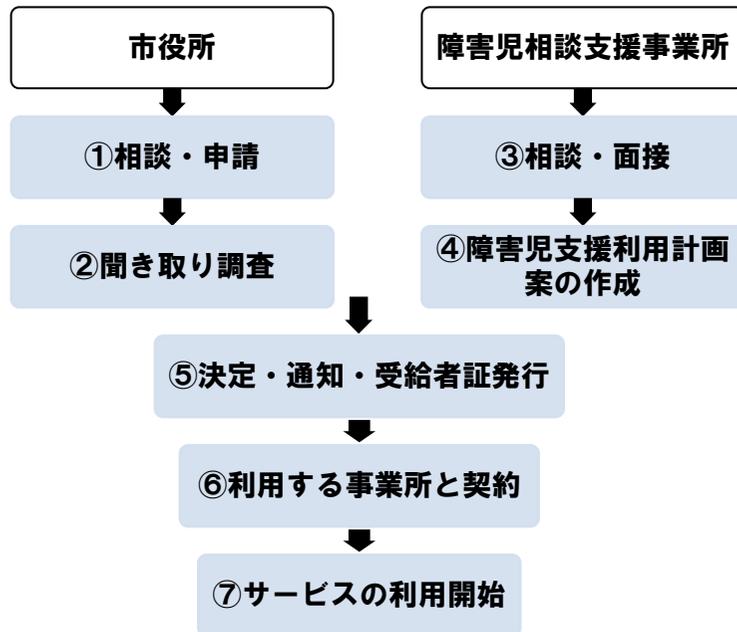
児童発達支援……発達に特別な支援が必要と認められる就学前までの児童が利用できます。

日常生活における基本的動作及び知識や技能を習得し、集団生活に適応することができるよう、必要な指導、及び訓練を行います。

- 対象者……①身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けているもの
②医療機関等において発達障害などの診断を受けているもの等
①, ②に該当するもので、市が療育を受けることを必要と認めたもの

※詳しくは、障害福祉課 障害福祉係（内線2470）へご相談ください。

●障害福祉サービス利用までの流れ



●児童発達支援事業所(土浦市内) (※7~9番は公立施設)

番号	事業所名	住所	TEL	主たる対象			
				発達	知的	身体	重心
1	あくら-きっすまいる土浦	土浦市上高津1346-8	029-845-4500	○	○	△	○
2	からしだね	土浦市上高津486-2	029-835-3622	○	○	○	△
3	きらりは-と永国	土浦市永国749-3	029-845-7575	○	○		
4	こどもプラス 土浦教室	土浦市小松3-27-2	029-896-4141	○	○		
5	通所支援事業所 大夢	土浦市中荒川沖町18-12	029-845-3094	○	○	○	
6	ハビネス	土浦市下高津3-6-7	029-897-3423	○	○		
7	つくし学園	土浦市上高津1809	029-824-8013	○			
8	土浦市療育支援センター つくし療育ホーム	土浦市上高津1809	029-824-8013	○		○	
9	土浦市療育支援センター 幼児ことばの教室	土浦市下高津2-7-27	029-826-3472	○			
10	らいおんハートリハビリ児童デイサービス土浦	土浦市中村南4-13-6	029-886-6440	○	○		